



INFORMATION エセナおおた 第20号

平成19年3月15日

発行: 大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」

2007年4月1日スタート

改正男女雇用機会均等法 間接差別禁止規定を盛り込む



「男女雇用機会均等法」は、1985年に雇用上の男女平等を実現し、女性が安心して子どもを産み、働き続けられる基盤整備を目的として制定され、約10年毎に改定されています。昨年は2回目の見直しの時にあたり、男女双方への差別禁止と間接差別の規定が盛り込まれた「改正男女雇用機会均等法」が成立し、2007年4月1日から施行されます。

改正のポイントは、男女双方への差別禁止、間接差別規定の新設、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント防止の措置義務です。

1. 性差別禁止の範囲を拡大

現行法	改正法
女性に対する差別禁止	男女双方に対する差別禁止
募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇について禁止	配置に業務の配分・権限の付与を含み、降格、職種の変更・雇用形態の変更、退職の勧奨、労働契約の更新を追加

業務の配分とは、営業部門等で男性は外勤、女性は内勤のみと規定すること、女性の買付金額の上限を男性よりも低く抑える等、権限範囲の差別も禁止されました。

なお、企業の中で男女労働者間にある格差を解消するために、企業が積極的に女性を優遇する措置(ポジティブ・アクション)をとることは均等法違反にはなりません。

2. 間接差別の禁止

間接差別とは一見、男女どちらにも中立であるように見えても、実際にはどちらか一方の性に不利に働く基準や慣行のことを言います。今回、条件が限定されてはいますが、間接差別禁止規定が入りました。ただし、裁判では規定された要件以外の事例でも間接差別と判断される可能性はあります。

間接差別の対象となる要件は、

- 募集・採用で一定の身長・体重・体力を要件とすること。
- 総合職の募集・採用時に、全国転勤を要件とすること。
- 昇進の条件として、転勤経験を入れること。

3. 妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いの禁止

現行法	改正法
婚姻・妊娠・出産を退職理由とする規定を禁止	婚姻を理由とする解雇を禁止
妊娠・出産・産休取得を理由とする解雇を禁止	妊娠・出産による能率低下を理由とする解雇・不利益な取り扱いを禁止
	妊娠中及び出産後1年以内の解雇は、事業主が妊娠・出産・産休等が理由でないことを証明しない限り、無効

女性社員が妊娠・出産を会社に告げると、退職を強要されたり、正社員からパートタイマーへ身分変更を強いられるなど、解雇以外の不利益な取り扱いを受けている現状を踏まえ、妊娠中の時差通勤、深夜業免除、育児時間取得等を理由とする解雇や不利益な取り扱いが禁止となりました。

4. セクシュアル・ハラスメントの防止

女性を対象にした配慮義務が、男女双方に対する措置義務となりました。事業主は社員全員に対してセクシュアル・ハラスメント防止の方針を明確にし、相談窓口を設置し、体制を整備すること、また相談があった場合は、迅速かつ適切な対応をすることが義務となりました。

セクシュアル・ハラスメントの紛争解決援助や是正指導に応じない企業名は公表されます。

改正男女雇用機会均等法の相談窓口

厚生労働省 都道府県労働局 雇用機会均等室

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pref.html>



日本は人身売買受入大国と指摘され、人身売買の被害を受ける外国籍の女性が後を絶ちません。区民自主企画講座「他人事ではない『人身売買』受入大国 日本の実態」の第2回目は、市民レベルでこの問題に取り組む、人身売買禁止ネットワーク「JNATIP(ジェナティブ)Japan Network against Trafficking in Persons」の斉藤百合子さん(恵泉女学園大学)に「アジアの女性と人身売買の現状～人身売買は国境を超えた犯罪」というテーマでお話していただきました。

人身売買にかかわるきっかけ

私が人身売買の問題に出会ったのは、1980年代後半、民間シェルター(避難所)の女性の家 HELP(ヘルプ)から、タイ語のボランティアと呼ばれたことがきっかけでした。私はタイに滞在していたことがあり、日常会話程度はできたのですが、タイ人女性から聞く話は、耳を疑う内容ばかりでした。たとえば、「レストランで働かないかと言われて日本に来たら、売春を強要され、休みなく客を取らされた」、「ただのお金は全然貰えずに280万円、350万円の借金を課せられた」、「自分たちを連れてきたのは、タイ人ボスだった」などです。話を聞けば聞くほど、これは昔、小説で読んだような人身売買ではないかと思うようになりました。現代の世界に前時代的な人身売買が、この日本社会の水面下で横行していることは、俄かには信じられませんでした。その被害に遭った女性たちに何人も会ううちに、これは現実であることを認識しました。

なぜタイの女性たちが日本に来るのか、なぜ性を売らざるをえないのか。そんな疑問を自分なりに解き明かしたいと、1990年にタイに渡り、FOWIA (Friends of Thai women Working in Asia「アジア諸国で働くタイ女性の友」という NGO でボランティアを始めました。当時タイでは外国へ出稼ぎに行く過程で騙されて人身売買される女性が多かったため、FOWIA では海外就労を目指す女性たちの相談を受けたり、危険な情報を伝える等の活動をしていました。

また、1990年代前半に日本ではタイ人女性が関わった殺人事件が数件起きていました。茨城県の下館事件は3人のタイ人女性がタイ人のママさんを殺害。千葉の茂原事件と市原事件。東京の新小岩事件。三重の桑名事件。愛媛の松山事件。人身売買被害者なのに事件の被告とされた女性たちの家族支援も、FOWIA の活動の一部でした。

1995年 HRW 調査と2004年 JNATIP 調査
FOWIA で活動中に、私はニューヨークに本部がある国際人権 NGO のヒューマンライツウォッチ HRW(Human Rights

Watch)のタイ人女性の日本への人身売買による人権侵害調査に加わりました。1995年のことです。

またその約10年後の2004年に、人身売買禁止ネットワーク JNATIP の人身売買被害実態調査にも加わるチャンスがありました。二つの調査の間には10年の隔たりがあります。この10年間で日本に移送されるタイ人女性の人身売買において何が変わり、何が変わらなかったのかを考えてみましょう。

人身売買は、「勧誘」、「移送」、「収受(取引)」、(女性が金銭か金銭に代わる物で取引されること)、「搾取」という4つの要件で成り立つことが国連の人身売買禁止議定書で定義されました。

日本行きの勧誘

まず「勧誘」から見ると、95年の調査では、勧誘は組織的でした。村にいる女性に、日本に働きに行かないかと声をかけるのは村の人や職場の同僚でした。「(日本に)行ってみたい」と言うと、首都バンコクや南部の都市などに存在する会社に連絡し、渡航手配をしたようです。誘う人は一人誘えば、2万円くらいの報酬を得、パスポートやビザ等をアレンジする会社の取り分は幾らと、決まっていました。

04年調査では、勧誘する人の素人化が目立ったような気がします。たとえばタイ語を話せる日本人男性や、日本人男性の配偶者となったタイ人女性が国際電話で、遠い親戚や知り合いなどに、「私ね、日本で幸せに暮らしてる。あなたが遠縁だから電話したのよ、日本でしばらく働いてみない?」と、日本で簡単に働けるかのような誘い方をすることが散見されました。

また、95年調査では、人身売買被害に遭う人たち、つまり勧誘される人の学歴は比較的lowく、小学4年か6年の学歴しかなく、貧困のため10代から性産業で働いた経験をしていた人が多かったのですが、04年調査では、被害者が多様化していました。大卒で外資系企業の会社で働いていた人、病院のコンピューター関係の仕事をしていた人など高学歴、高収入と思われる人も被害に遭っていました。勧誘の言葉は、「日本に働きに行かない?」までは同じ。しかし、「日本とタイ政府の間で、高齢者介護が正式な仕事になった。売春じゃないから大丈夫」と、介護職をちらつかせながら囁く。タイは1997年に通貨危機を経験しました。それ以降、学歴のある人でも負債を負い、その返済や奨学金の返済に困って、人身売買の甘い勧誘に乗ってしまった人もいます。

複雑化する移送ルート 
移送のルートは、95年調査の際、タイから陸続きのマレーシ



ア、シンガポール、香港を経て日本へという、アジア地域内を経由するケースが多く見られました。しかし、04年調査では、タイからモンゴル行き航空券とビザを持って日本に通過(トランジット)のため立ち寄り、そのまま日本に入国してしまったり、または、日本を通過して北米アメリカに行き、南米ブラジルのサンパウロで3週間過ごして、タイに帰るところと言って日本にトランジット、入国してしまうというアジア地域だけに止まらない北米、南米をも経由する複雑な経路がみられました。

さらに、入国方法も変化していました。95年調査では20代の女性が一人で英語もろくにできなくて入国拒否されることもあったため、夫や恋人を偽装した男性と一緒に日本に入国する手段がみられました。04年調査では、大人の男女ペアに加えて子どもが家族旅行を装ってセットで入国するケースがみられました。調査では、家族を装って夫役の男性と、子ども役の子どもと中国を経て入国した女性がいました。女性と子どもはまったくの他人、女性は空港に着いたとたん、人身売買の日本側ブローカーに移送され、子どもは別のブローカーが連れて行ったそうです。

2005年に、13歳の時に日本に人身売買されたタイ人少女が16歳になって保護されたニュースが流れました。ニュースでは、その少女の入国方法は、家族を装った男女とともに日本に入国していました。04年のJNATIP調査の時と同じルートで移送されたようでした。

余談ですが、その少女を人身売買していた日本人男性とタイ人女性がその後逮捕されました。日本人男性が捕まったニュースを見た時は、本当によかったと思いましたが、その後、なんと証拠不十分で不起訴になっていました。



日本での収受、取引そして搾取

収受・取引では、95年調査時にはひどい話をたくさん聞きました。たとえば成田空港に着いた途端、迎えに来た受け入れ側のブローカーらに關東近郊のスナックに送られ、そこでは人間市場さながらに女性たちは裸にされて、近郊からやってきたスナックのママやオーナーが落札することがあったと証言した女性もいました。04年調査時には、人間市場を彷彿させるようなあからさまな女性の取引行為はあまりみえなくなっています。

しかし、移送してきた女性に「借金」を負わせるという搾取の形態は95年も04年も変わりません。この「借金」は、女性たちが負う負債ではありません。女性たちを移送する人身売買ブローカーたちの移送経費と利益を足したもので、女性たちが借りたお金ではないのです。移送してきた女性を管理する側は、「あなたにはこれだけの借金がある。それを返済しない限り自由はない。売春して借金を返済しろ」とせまるのです。拒否すれば暴力がふるわれたり、他の店に転売(新たな管理者に売られること)されます。95年当時約350万円だった「借金」額は、04年では500万円、600万円と上がっていました。管理する側は、逃亡防止のために、「逃げたら故郷の家族に危害を加えるぞ」と脅します。ですから、過酷な状況からようやく逃げられた女性たちが心配するのは、故郷の家族の安全なのです。

なぜ女性たちは日本を目指すのか？

これまで主にタイ人女性の日本での人身売買の傾向を95年調査と04年調査を比較しながら見てきました。ここで、「なぜ、女性たちは日本を目指すのか」を考えてみたいと思います。「日本で働かないか」と勧誘されたときに、どうしてその甘い言葉に乗ってしまうのでしょうか。

よく、「開発途上国は貧しくて、日本が豊かだから移住労働を希望するのでしょうか？」という意見が聞かれます。タイに旅行した人は実感すると思いますが、タイは貧困国ではなくなっています。しかし、豊かな人と貧しい人の格差は依然存在しているし、生活の危機が訪れた時に救済し、支援する制度は未整備です。ひとり親家庭、家族の働き手の事故による障害や死亡による家族の困窮、家族の重病、会社の倒産などなど、さまざまな危機に直面したときに、「日本で働けば巨額を稼げる」という言葉は甘く響き、問題を解決できる手段と考えるのでしょう。とくに女性は家族の窮状に対して自己犠牲的に使命感を感じる事が多いので、日本行きが危ないかもしれないと思っても勇気をふりしぼってリスクにあえて挑戦する、こうした女性の勇気や家族への使命感を逆手にとって騙して暴利を貪るのが人身売買側です。

私たちは人身売買の問題を考えると、どうして日本にやってきたのか、どういう手段で入国したのかなどと、なぜか被害者側のことを考えがちです。しかし、女性や子どもが自力で日本入国ビザを申請し、渡航手続きをし、航空券を購入して入国することはほとんどできません。そういう煩雑なことは、彼女たちを日本に移送して儲けようとしている者たちが手配しているのです。なぜ女性たちが日本を目指すのか、ではなく、誰がどんな目的で彼女たちを連れてきているのかという、加害者への視点が欠落しがちです。

加害者の背景には、グローバル化があります。国を越えた人の取引のため、証拠が残らないことが多いのです。また人の移動や取引は、金や情報、物など無機質なものと違って、搾取の現場に直面するまで、移送される主体である女性は、「日本に行きたい」、「日本で稼ぎたい」と、移動を主体的に決意していることも問題を複雑にします。巧妙に移送されるために人身売買された人自身も自分の被害性に気がつかないこともあります。また「日本に移住労働目的で入国した人は人身売買被害者ではない」というような偏見も、人身売買問題に対する理解と、問題解決のための行動を難しくさせている要因の一部です。



「人身売買」以降を生きていく女性たち

女性たちはどのようにして「人身売買」から生き延びるのでしょうか。人身売買から逃げて、警察や大使館、NGOなどに救援を求めることもあります。在留資格がない場合は、女性たちは出身国に帰国します。また、在日の同国人ネットワークに救援を求めたり、恋人やお客さんになった男性が「借金」の残金を支払い、女性と同棲、結婚することもあります。この場合は日本に継続的に在留することになります。

出身国に帰国することや、在留を継続することが、必ずしも人身売買で被害を受けた女性たちが抱えている問題の解決にはならないこともあります。

帰国して出身地に帰れる人は幸せですが、家族のもとに帰ると、日本から帰ってきたというだけで稼いできたと思われ、家族や親族から金の無心をされ、出身地以外の土地に再移住する人もいます。また、出身地には仕事が無いので、また国内外に移住労働を目指す人も少なくありません。とくに国外での移住労働をめざす人は、新たな人身売買の標的になりやすいのです。

また、日本人男性との同棲や結婚して在留していても、対等なパートナーとしての関係が築けない場合、DVに発展することも少なくありません。



新しい人生のためのエンパワーメントへ

人身売買の被害に遭っている人は大変な目に遭っているから、助けなければという思いは大事です。私たちは「被害者」、「人身売買被害者」と簡単に言っていますが、「被害者」と名前がついた途端にその人全体が「被害者」として見られ、「可哀想」と同情するだけでは、被害を受けた人自身が持っている潜在的な力を引き出すことはできません。

被害を受けた経験をもつ人が、その経験をバネに、エンパワーメントされて、またはエンパワーメントして、生き直していくためには、どういう課題があるかを考えていく必要があります。

実際に、人身売買の経験をもつ女性たちが自分たちのエンパワーメントを実現していくためのNGOがタイで活動しています。2001年に設立されたSEPOM(セポム)「タイ日移住女性ネ

ットワーク(Self Empowerment Program of Migrant women)」という団体です。SEPOM(セポム)は、帰国後の女性たちがこれからの生活を立て直していくための支援活動をしています。



誰もが被害者にも加害者にもならないために

国連は、2000年に人身売買は犯罪であり、禁止するために各国政府、加盟国は努力しなければいけないと、「**人身売買禁止議定書**」を採択しました。日本は2004年に「人身取引対策行動計画」を策定し、本格的に人身売買課題に取り組み始めました(政府は人身売買とは言わず人身取引と訳しています)。人身売買は、性的搾取と同義語でとらえられがちですが、議定書での定義を読むとわかるように、性的搾取のみが人身売買ではありません。金銭もしくは金銭に代わる収受があった上で行われている強制的搾取的労働や臓器売買も人身売買です。

最近、業者に数百万円の手数料を支払って外国籍女性と結婚する国際結婚が増えているようです。業者を介した国際結婚そのものが人身売買とは言えません。しかし、お金を支払った側に「嫁を買った」という意識があり、搾取的また暴力的な行為を女性に対してすれば、それは「人身売買と言えるのではないだろうか」とも考えます。

人身売買は人間がもつ権利を踏みにじる人権侵害であり、犯罪です。私たち一般市民ができることは、犯罪を取り締まることでも摘発に協力することでもありません。犯罪を生み出さない社会づくりをめざすこと、相手の権利を尊重することではないでしょうか。誰もが犯罪の被害者にも加害者にもならない社会をめざしていくことが大事です。(まとめ 田中きょうこ)



男性限定で磨きをかける！

思いを的確に伝えるコミュニケーションゲーム&ラクウマ料理
4/28(土)・5/12(土) 13:30~16:00
5/26(土) 10:00~14:00

対象 男性 定員 30名 参加費 2,000円
保育あり 1歳以上未就学のお子さんを15人。保育料は一人500円。
申込方法 往復ハガキ、E-mailまたはFAXに下記を明記。

「男性講座」〒住所 名前(ふりがな) 年齢 電話
保育希望の場合は子どもの名前、年齢、FAX番号。

申込締切 4月16日(月)必着



シニア世代の生き方を考える！

展示「素敵なシニアライフの過ごし方」

シニア世代が何を大切にしているのかを中心とした意識調査を展示します。自分を顧みるための「思い残し症候群のチェックシート」、50歳以上の生活パターン等これからの生き方のヒントが満載です。

3/9(金)~5/10(木) 2階談話コーナー



人気の講座を今年も開催！

教養講座「はじめての源氏物語 2007年・春」
6/6~7/11の毎週水曜日 14:00~16:00(全6回)

「いずれの御時にか〜」で始まる源氏物語。紫式部が記した熱き思いをひも解きながら、源氏と過ごした女性に思いをはせます。第11帖「花散里」から16帖「関屋」まで。初日に10帖までのあらすじをお話します。講師の黒木睦子さん(源氏物語研究会「源リウ会」)の名調子をどうぞ。

対象 どなたでも 定員 40名 参加費 5,000円
申込方法 往復ハガキに「はじめての源氏物語」
〒住所 名前(ふりがな) 年齢 電話
番号を記入

申込締切 5月25日(金)必着

大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」

〒143-0016 東京都大田区大森北4-16-4

電話 03-3766-6587 03-3766-4586

FAX 03-5764-0604

e-mail escena@escenaota.jp

HP URL <http://www.escenaota.jp/>

メルマガ escenaotamail@yahoo.co.jp

指定管理者 NPO 法人 男女共同参画おおた